



山下江法律事務所主催 企業法務セミナー

## 第5回「役に立つ債権回収の法律実務」

平成24年5月24日

山下江法律事務所

所長・弁護士 山下 江

\* facebook やっています。「山下江 / Ko Yamashita」 友達申請してください。

\* ブログ「なやみよまるく」原則毎日更新中！

1週間のクリック数合計で順位が決まります。現在、弁護士ブログランキングで全国2位。ブログの「弁護士」クリックにご協力を。

## 目次

- 0 債権回収の特殊性
- 1 日頃からの債権回収体制の構築を
- 2 取引先の危険な兆候の見分け方
- 3 取引先から支払い延期を求められたらどうするか。
- 4 取引先が支払わなかったらどうするか。
- 5 取引先が無資力のときはどうするか。
- 6 取引先から破産申立の通知が来たらどうするか。
- 7 注意すべき消滅時効

## 0 債権回収の特殊性

- ・物権とは 所有権、抵当権など
- ・債権とは 相手方に請求する権利・・・「相手方」の存在  
→債権回収のポイントは、相手方の支払能力と支払意志。
- ・支払能力には、顕在能力と  
潜在能力（物的、人的、将来的）
- ・支払意志が無い場合は、国家権力の手を借りて（訴訟等）回収する。

## 1 日頃からの債権回収体制の構築を

### ア 取引（商品売買・金銭消費貸借等）開始に当たっての注意

#### ①相手方の信用力の調査

- ・帝国データバンクなど（信用力採点など）
- ・商業登記簿謄本→ 商号変更、役員変更など度合や登記の有無など
- ・不動産登記簿謄本→ 抵当権設定状況など

②契約書の作成（「注文書」と「注文請書」でも可。同請書が出ない場合は、注文書の写しを作成し、末尾に「上記注文を承諾しました」の文言・署名・押印を付加する。）

←債権回収の根拠（証拠）が必要

### イ 日頃からのチェック（売掛金回収について）

#### ①得意先ごとに売掛金の状況・回収漏れのチェック

②支払遅延があるときは、相手方に理由を確認し、確実に支払ってもらえる日時を決める。支払約束書作成。

③未払いの理由が不合理なときは、以後の販売を見合わせる、在庫の引き揚げなども検討する。

④長期や大口の滞納売掛金は、社長自らが回収にあたることも必要。

## 2 取引先の危険な兆候の見分け方

ア いち早く情報をキャッチして、手を打つことが必要。

イ 危険な兆候の例

①取引先の事務所，工場の雰囲気はゆるんでいる，活気がない。ほこりをかぶった場所がそのまま，壁の紙が黄色に。

\*不安を少しでも感じたら、取引先に足を運ぶ、取引先の社長と会うこと。

②経営者が不在がち（資金繰りで），突然態度が大きくなったり（弱みを見せまいとして）。政治家とのつきあいと自慢し始めるなども。

③従業員の動き 退職者が多い，経理が良く変わる、接客態度や執務ぶりが悪くなってきたとか、

④注引量が急に増える 他の取引先から拒否されている，取り込み詐欺も

⑤取引先の異常な安売り，出血受注（無理をして現金づくり）

⑥不動産に担保が幾重にも，特に，高利の金融業者名に注意

⑦支払条件の変更要請（延期），手形の書き換えによる支払猶予の申し入れ（手形のジャンプ要請）

\*「融通手形」に注意→手形金額200万円などキリのいい金額は怪しい

⑧取引先の主な取引先の倒産

\*連鎖倒産の危険あり

⑨悪いウワサが出始め，その回数が多くなった

（取引銀行の交替，第二会社への資産移転，粉飾決済，高利に手を出した）

⑩立派な新社屋を建てた会社は要注意。逆に、不要不急の不動産を売却したなども要注意、と言われている。

3 相手方から支払の延期を求められたらどうするか。

ア これが最初で最後の最大のチャンスと思え。

回収の「現実化」＝現時点で回収すること

「確実化」＝将来の回収を確実にすること

の方策を取る。

イ 出荷停止か出荷継続か

①企業間での継続的取引の場合には、出荷を停止するか継続するかの判断をすぐに行う必要がある。相手方の信用調査をし、今後の支払も困難と判断すれば、即、出荷停止とすべきである。（内容証明郵便で、継続的供給契約の即時解除条項に基づき、契約解除を通知する）

その後、下記ウエの方策を検討。

②支払延期要請は一時的なもので、今後の支払いはなんとか大丈夫と思われると判断したときは、出荷継続する。今後の取引につき現金決済とするのも一方法。連帯保証人（社長だけではダメ）を付けてもらうことも。

その後、下記ウエの方策を検討。

ウ 現実化の方策

①「延期拒否」（どういう選択をするかは、相手方と自社の取引関係にもよるが・・・以下同様）延期を認めず、他から借入れしてでも支払ってもらう。

\*交渉戦術について

i 道徳心に訴える（借りたものは返す、約束した金は支払う、当方も困っているなど）

ii 圧力をかける（しつこく電話・訪問、夜討ち朝駆け・ただし非常識な時間はダメ）・・・電話は録音し証拠を残す。 \*貸金業者への規制

相手方と会えたら必ず「支払約束書」を書いてもらう→注：分割支払の

場合は期限の利益喪失約款を入れること。違約金の項目を入れること（余り高額だと暴利行為として無効となることも。なお、利息制限法では制限利息の1.46倍まで。消費者契約での違約金の上限は年14.6%）。

iii信用に訴える（社会的な信用の失墜に、破産申立警告など）

iv利益誘導（分割支払い、払ってくれば他の仕事を紹介するなど）

- ②「商品引上」 自社の納入した商品を返品形式などで引き上げる。動産売買の先取特権により詐害行為とはならない。

注：相手方の了解がないと窃盗罪→予め書面を作成して持っていき、返品処理承諾の署名・押印もらうこと。

- ③「代物弁済」 お金がないなら金銭以外の物で代わりに支払ってもらう。

注：代物の価値が債権額に比して高額過ぎるときは、暴利行為として無効となる場合もあるので、清算すべき。

- ④「代位弁済」 債務者以外の第三者が代わりに弁済する。

注1：債務者の代位弁済に対する同意書を必ず取る（債務者が反対すれば無効）。

注2：第三者から他人に代位して弁済しているとの確認書を取る（第三者が自分に弁済義務があると誤信して支払った場合は、返還請求される＝「非債弁済」）。

- ⑤「代理受領」 債務者の債務者（第三債務者）からの支払を代理で受領することのできる代理権を債務者からもらい、受領した代金を自社の債権の弁済に充てる。（「振込指定」も同じ）

通常は、債務者から代金を受領できる権限を与えるという趣旨の委任状をもらって行うが、債権者・債務者・第三債務者間の契約という形もある。  
\*他の債権者による差押に劣り、下記⑦の債権譲渡の方法と比べて弱い、債権譲渡ができない場合（例：譲渡禁止特約の付いた請負工事契約）に便利であり、また、債務者の信用状態悪化（債権譲渡により支払ったとなる

と、債務者には支払資金がないことを示すことになる) という評判をさけることもできる。

- ⑥「相殺」 反対債務を有しているとき、債権債務を対等額で消滅させる単独行為。

注1：両債権が同種債権であり、債権者の債権が弁済期にあることが必要(債務者の債権は弁済期になくてもよい)。

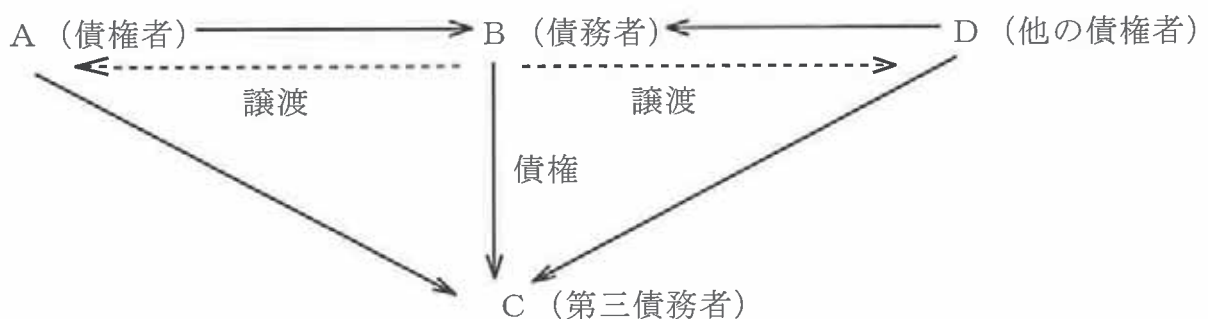
注2：不法行為に基づく損害賠償債務を受働債権として、債権者(不法行為者)からの相殺は不可能。

注3：給料債務を受働債権として、債権者(会社)からの相殺は不可能。

(最高裁判例は、「労働者の同意に基づくと認めうる合理的理由が客観的に存在すれば、合意相殺は適法」とする)

- ⑦「債権譲渡」

- a 相手方(債務者)が第三債務者に対して有する金銭債権を譲り受ける。  
二重譲渡されても勝てるように迅速に対抗要件(確定日付ある通知、ないし承諾)を具備する。



Aとしては、i BからCに対し内容証明郵便にて譲渡通知を出してもらう。

ii Cの確定日付ある譲渡の承諾をもらう。

→通知の到達日時あるいは承諾日時が先の方が勝ち

\*一般的には、AがBから委任状をもらい、AがBの代理人としてCに対し譲渡通知書を送付することが多い。

注：平成10年10月1日から、法人の金銭債権につき、法務局に備え付

けられた債権譲渡登記ファイルへの登記（譲渡人と譲受人の共同申請）も対抗要件に。（背景事情：Bの有する多数の債権の一括譲渡の際の対抗要件具備を簡略化，債権流動化の推進）

b 債務者の取引先（債務者の債務者＝「第三債務者」、上記でのC）に債権を買い取ってもらう。第三債務者はその後、相殺する。第三債務者に買い取ってもらうためには、債権額より若干低い価格であることが必要となるのが普通だが、債権回収はほぼ図れることになる。

判例（東京地判平22. 7. 27, 28）

2009. 2に経営破綻したSFCGが同一の巨額ローン債権を複数先に譲渡。同一債権の譲渡を受けた新生，あおぞら，NCTの3信託銀行と日本振興銀行が争った。同地裁は，信託銀行が譲渡登記を先に行っている以上，債権は信託銀行に帰属すると判示した。そして，債権が振興銀に帰属することを前提にして同行が回収した数千万円は不当利得に当たるとして，信託銀行への返還を命じた。

→週刊東洋経済（2010. 8. 7号）によると，こうした債権は多数あり，合計で300億円から400億円も存在するという。

→振興銀の倒産の一要因となった。

## エ 確実化の方策

### ①人的担保（保証人ないし連帯保証人）

注1：違い。連帯保証には「催告の抗弁権」「検索の抗弁権」なし。

注2：商人（会社）の場合には，単なる「保証人」でも連帯保証人となる（商法511，主たる債務者の商行為又は保証が商行為の場合）。

注3：取締役の責任の追求は原則困難。社長だけではダメ，友人や親戚など他の人も要求すべき。社長はすでに銀行等の連帯保証人となっているの



が通常であり、余力はないことがほとんど。

## ②物的担保

性質上以下の2つがある。

<法定担保> 法律上当然に成立する 例：先取特権，留置権（商事留置権）

### \* 動産売買の先取特権について

動産（商品）を売却した売主が未だ代金をもらっていないときに、その商品代金につき、他の債権者に優先して弁済を受けることができる権利。（平成16年民事執行法改正により便利に）

i 売った商品がまだ債務者のもとにある場合は、裁判所に競売を申し立てて、競売代金から優先的に回収できる。

ii 売った商品がすでに転売されているが未だ債務者が転売代金を受け取っていない場合は、転売代金を差し押さえて優先的に債権回収ができる。

\* 商事留置権には、牽連性が不要。

<約定担保> 約定により成立する

- ・ 抵当権 不動産へ。登記が第三者対抗要件
- ・ 質権 主として動産。 占有が第三者対抗要件  
権利質 第三債務者への確定日付ある通知または承諾  
質物が営業用動産のとき、質権では営業が困難になる  
→ 占有を債務者に留める → 所有権留保，譲渡担保
- ・ 所有権留保 例えば自動車の割賦販売で、代金完済まで売主に所有権を保留しておき、代金を完済してはじめて所有権が買主に移転する特約 （元々、債権者所有）  
第三者対抗要件 登録制度があれば登録（自動車）  
なければ、明認方法（機械にプラークを取り付ける）
- ・ 譲渡担保 所有権を一旦債権者に移し、債務者はそれを借りて

利用し、債務を弁済すれば所有権を債務者に戻す。

(元々、債務者所有)

#### 第三者対抗要件 i 明認方法

A社(債務者)倉庫の入り口に「本物件は、A社がB社(債権者)に対し、平成19年8月20日、譲渡担保の目的物として差し入れたものである」との看板を打ち付ける。

ii 法人の場合、動産譲渡登記ファイルに譲渡の登記

・仮登記担保 債務者が債務を弁済しない場合に、目的物を代物弁済として債権者に移転することを予め契約し、この契約に基づく債権者の権利を仮登記・仮登録しておくもの。

③債権の手形化 売買代金債権などを約束手形に代えてもらい、不渡処分をバックに支払を強制する。

#### ④売掛債権の準消費貸借への切り替え

準消費貸借：代金債権を金銭消費貸借に切り替えること

利点 i 時効の長期化(2年ないし3年を5年に延長できる)

ii 保証人(や物的担保)を新たに付けることができる。

iii 違約金や利息について、新たな取り決めをすることができる。

#### ⑤公正証書(\*執行認諾文言付) 債務名義(執行を可能とする公正文書)

となるので、確定判決を経ないで強制執行ができる。公証人役場にて作成してもらう。

相手方が公証人役場に行かなくても済むように委任状を作成し、署名・押印してもらう。法人の代表者の資格証明書(商業登記簿謄本)、印鑑証明書、代表者印(委任状に押印)は用意してもらう。

\*「乙は本契約による金銭債務を履行しないときは、直ちに強制執行に服する旨陳述した。」

#### 4 相手方が支払わなかったときはどうするか。

①原則は、まず、（配達証明付）内容証明郵便にて督促（催告書）。

弁護士名を入れると訴訟を構えていることが伝わり、弁護士名がない場合に比して、効果は大きい。

「内容証明郵便」

i 催告書は、配達証明付内容証明郵便によるべきである。

郵便局が、相手方に到達したことを証明してくれる（配達証明）。

民法は到達主義を取っており、発信者の意思表示は、相手方に到達して始めて効力を生じる。相手方への到達が証明されなければならない。

ii 様式が決まっている。

横書き 1行26字以内、20行以内 A4版

縦書き 1行20字以内、26行以内 が普通。

句読点やハイフン、すべて1字に数える。

2枚以上になるときは、契印を押す（発信人数人のときは、全員の）。

同じものを3通（名宛人郵送用、郵便局保管用、発信人保管用）、封筒（名宛人の住所・氏名、発信人の住所・氏名）は1通。

iii 用紙は文具店にも売っており、自分でもできる。

iv e 内容証明（電子内容証明）

事前に登録とソフトのダウンロードが必要。

なお、弁護士に頼むと、弁護士名が入る場合と弁護士名が入らない場合とで手数料が異なるのが普通。

②保全処分（仮差押、仮処分）

訴訟をして勝訴判決を得ても、債務者の財産が散逸しては判決が無に帰すので、債務者の財産を保全しておく手続。売掛債権や不動産への仮差押。

- 要件 i 被保全権利の存在
- ii 保全の必要性

注：担保の供託が必要となる。

### ③即決和解

訴訟提起前に簡易裁判所に対して和解の申立を行い，裁判所で成立した和解の内容を調書に記載してもらう。（相手方の協力が必要）

### ④支払命令（支払督促）

金銭債権と一部の有価証券の請求に限られる。

債務者の住所地を管轄する簡易裁判所に「支払督促申立書」を提出

裁判所は形式審査のうえ相手方に支払督促を出す。

相手方から2週間以内に異議が出なければ，債権者はそれから30日以内に裁判所に対して仮執行宣言を申し立てることができる。

裁判所は仮執行宣言付き支払督促正本を債務者に送達。

2週間以内に異議申立がなければ，債務名義が確定する。

異議申立があると，通常訴訟に移行。

注：通常訴訟は，相手方の住所地を管轄する裁判所になるので，遠隔地に注意。ただし，合意管轄あればそこになる。

\*支払督促申立書は、定型のものが簡易裁判所に用意されている（無料）。

インターネットでのダウンロードも可能（「裁判所」から）。

### ⑤手形訴訟

### ⑥民事調停

### ⑦民事訴訟

### ⑧少額訴訟について

訴額60万円以下の金銭支払いを請求の目的とする事件に限る。

原則1回の期日で審理完了し，直ちに判決を言い渡す（簡易裁判所）。

被告が少額訴訟に反対したときは，通常訴訟となる。

判決に対しては異議申立のみ認められ、通常手続により審理・裁判される。

#### ⑨強制執行

##### i 債務名義が必要

債務名義：確定判決、仮執行宣言付判決、仮執行宣言付支払督促、執行証書（執行認諾文付きの公正証書）、和解調書、調停調書

##### ii 執行文付与申立（執行証書による場合は不要）

##### iii 送達証明書（←任意に支払う機会を与える）

##### iv 手続き（概略）

動産・不動産 差押→競売→配当

##### \* 差押禁止の動産

- ・ 66万円までの現金（2か月間の必要生計費を想定）
- ・ 1か月の生活に必要な食料と燃料
- ・ 衣類、寝具、家具、台所用品 など

債権 差押→取立（あるいは、転付命令）→配当又は交付

\* 転付命令は、差押債権者が単独のときのみ。

##### \* 給料差押の場合の制限

給料の4分の3は差押禁止。ただし、4分の3が33万円を超えるときは超えた部分は差押できる。（なお、請求が養育費、婚姻費用分担等の場合は4分の3は、2分の1となる）

#### ⑩担保権の実行

##### i 質権実行

##### ii 抵当権実行

- ・ 不動産競売（任意競売）

→不動産所有者である債務者と債権者との合意により、任意売却を選ぶ場合も多い。

- ・ 担保不動産収益執行

対象不動産からあがる収益（家賃・地代）から優先的に弁済を受けることができる。（平成16.4新設）

iii 譲渡担保権の実行

iv 仮登記担保権の実行

## 5 相手方が無資力の時はどうするか

①上記ウエの使えるもの

②債権者代位権

債務者がその財産権を行使しない場合に、債権者がその債権を保全するために債務者に代わってその権利を行使して、債務者の責任財産の維持・充実を図る。

要件

i 債権者が自己の債権を保全する必要があること（債務者の無資力。ただし、保全されるべき権利が登記請求権である場合のように、転用型は無資力要件は不要）

ii 債務者が自らその権利を行使しないこと

債務者が自ら訴訟をしたが不適當な方法でやったため敗訴したというような場合、それがいかに債権者に不利益であっても、債権者はもはや代位権行使の余地はない（最判昭28.12.14）。

iii 債権が原則として弁済期に達していること

③詐害行為取消権（債権者取消権）

債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした法律行為の取消を裁判所に請求できる→詐害行為の効力を否認し、逸出した財産を取り戻す。

\*「偽装離婚」による財産分与・・・離婚届出意志があれば「偽装離婚」にはならない。従って、不相當に多額な財産分与である場合に、不相當な

部分のみが詐害行為となる。

\* 「第二会社」への財産移転・・・第二会社を作って事業を継続することが即違法ではない（事業再生方法としてよく利用されている）が、元の会社の財産を不当に移転させる行為は詐害行為となる。

判例（最判昭39.11.17）

債務超過の債務者が、特にある債権者と通謀して右債権者のみに優先的に債権の満足を得させる意図で自己の有する重要な財産を右債権者に売却して、右売買代金債権と右債権者の債権とを相殺する旨の約定をした場合には、たとえ右売買価格が適正価格であるとしても、右売却行為は詐害行為になる。

## 6 取引先から破産申立の通知が来たらどうするか。

前兆無しに、突然、破産申立人代理人弁護士から「破産申立通知」が来たときは、ほとんどの場合になすすべはない。相手会社からの回収を、破産手続とは別に独自に行うことは原則不可能（抵当権などの物的担保実行や人的担保実行は別）。

民事再生申立通知、会社更生申立通知も同様。

→「相殺」（支払不能以前の債権債務）、「代位弁済」＝債務者以外の第三者が代わりに弁済すること

程度

## 7 注意すべき消滅時効

ア 時効の種類

取得時効と消滅時効

イ 時効の趣旨

- ① 取引の安全 永年事実状態が継続すれば、社会はそれを正当なものと信頼し、そのうえに法律関係を積み重ねることになる。それを後日覆すことは法的安定性を害する。
- ② 立証困難 時の経過により真実確認のための証拠が散逸してしまう。
- ③ 「権利の上に眠る者」 永年権利を行使せず、いわば権利の上に眠るような者は保護する必要なし

ウ 注意すべき消滅時効の年数

「民事10年，商事5年」「飲み屋1年，商品2年，請負3年」

(1) 1年

家事使用人の給料，大工や職人などの手間賃，芸人のギャラ，運送賃，ホテル・旅館の宿泊費，飲食代，ビデオなど動産のレンタル料等

(2) 2年

商品販売代金（注意：商事債権でも2年。商法522条），学校・塾の授業料，弁護士や公証人の報酬債権等，労働者の給料（労働基準法）

但し，退職金の時効は5年

(3) 3年

医師・産婆・薬剤師の職務上の債権，建築工事などの請負代金，不法行為（交通事故，医療過誤，慰謝料）による損害賠償請求権

(4) 5年

家賃，地代，上記以外の商事債権（会社の行為は原則これ）

(5) 10年

上記以外の一般の債権，  
債務不履行による損害賠償請求権，確定判決

(6) 使い分け

例：医療過誤 不法行為（3年）と診療契約の債務不履行（10年）

エ 時効は自動的に発生するか



否。援用が必要

オ 請求書を送り続けて時効は中断するか（時効中断の仕方）

(1) NO

裁判外の請求は6か月以内に裁判上の請求をしない限り中断しない。

(2) その他「差押・仮差押・仮処分」「債務承認」

債務承認の一方法

例：100万円の商品代金債権が3年経過→内金として1000円を支払ってもらおう。領収書に〇〇という商品代金100万円の一部として受け取った旨を明記する。日付も明記。領収書のコピーを取っておく。